⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体又は成瀬ダム原石山採取工事特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の構成員のうち代表者は、平成14年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記の㋐又は㋑又は㋒又は㋓又は㋔のいずれかの要件及び㋕の要件を満たす工事の施工実績を有すること（「完成・引渡しが完了した工事の施工実績」とは、本体工事又は骨材製造工事の完成のほか工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

㋐　単体又は共同企業体の代表者として、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。）第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋑　単体又は共同企業体の代表者として、堤体積30万㎥以上の重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造工事の施工実績を有すること。

㋒　単体又は共同企業体の代表者として、堤体積30万㎥以上の重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋓　単体又は共同企業体の代表者として、堤体積30万㎥以上のロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造工事の施工実績を有すること。

㋔　単体又は共同企業体の代表者として、堤体積30万㎥以上のロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋕　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記㋕「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑹　特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員は、平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の㋐又は㋑又は㋒又は㋓又は㋔のいずれかの要件及び㋕の要件を満たす工事の施工実績を有すること（「完成・引渡しが完了した工事の施工実績」とは、本体工事又は骨材製造工事の完成のほか工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

㋐　構造令第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋑　重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造工事の施工実績を有すること。

㋒　重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋓　ロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造工事の施工実績を有すること。

㋔　ロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造を含む本体工事の施工実績を有すること。

㋕　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記㋕「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑺　単体又は特定ＪＶの構成員のうち代表者については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

②　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（「完成・引渡しが完了した工事の施工経験」とは、本体工事又は骨材製造工事の完成のほか、工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㋐　次の要件を満たす一般土木工事の施工経験。

⒜　構造令第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工経験、又は、堤体積30万㎥以上の重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造工事の施工経験、又は、堤体積30万㎥以上の重力式コンクリートダムの原石採取による骨材製造を含む本体工事の施工経験、又は、堤体積30万㎥以上のロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造工事の施工経験、又は、堤体積30万㎥以上のロックフィルダムの堤体材料採取かつ原石採取による洪水吐コンクリート用の骨材製造を含む本体工事の施工経験を有すること。

⒝　施工経験が適切なものであること。

ただし、⒜及び⒝は同一工事での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記⒜及び⒝の施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記⒝「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

④　ダム工事総括管理技術者（認定されたダム型式は問わない。）の資格を有する者であること。

⑻　特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。